

V 身体に障害のある者への配慮

○ 障害のある者を対象とした選考

平成17年度選考試験において、一般選考と別に、身体に障害のある者を対象とした選考を実施している県市は、19県市（前年度14県市）である。
そのうち、定員を区分した選考を実施しているのは13県市（前年度9県）である。

下線は17年度採用選考試験において導入した県市

障害のある者を対象とした特別選考	19県市 前年度 14県市	栃木県、東京都、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、 <u>京都府</u> 、 <u>大阪府</u> 、奈良県、鳥取県、 <u>岡山県</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>山口県</u> 、長崎県、大分県、 <u>宮崎県</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、大阪市、広島市
------------------	---------------------	---

【1 栃木県】

○ 身体に障害のある方を対象とした選考〔中学校、高等学校〕（平成14年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。

（実績）

	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数	3	3	4	2
採用者数	2	0	1	2

【2 東京都】

○ 障害者特別選考（平成16年度試験より）

（募集人員）一般選考の採用見込み数に含める。

（受験資格）

- i. 自力による通勤及び職務遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

一般選考と同じ。ただし、点字・拡大文字・手話・車椅子等による受験を希望する者には、一定の配慮をする。

（実績）

	16年度	17年度
志願者数	27	21
採用者数	4	4

【3 長野県】

○ 身体に障害のある人を対象とした選考（平成16年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。

（実績）

	16年度	17年度
志願者数	7	7
採用者数	1	1

【4 岐阜県】

○ 障害者を対象とした特別選考〔中学校、高等学校、盲・聾・養護学校〕（平成14年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

一般選考と同じ。ただし、実施にあたり配慮を必要とする場合は申出により対応する。

（実績）

	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数	1	6	3	8
採用者数	1	0	1	0

【5 愛知県】

○ 身体障害者を対象とした選考（平成15年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。

（実績）

	15年度	16年度	17年度
志願者数	5	16	21
採用者数	0	2	4

【6 三重県】

○ 身体障害者を対象とした選考（平成13年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者

ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則として一般選考と同じ。ただし、障害の種類・程度に応じた試験項目の代替、免除等の措置については必要に応じて定める。

（実績）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数	3	4	2	3	7
採用者数	1	0	0	0	2

【7 京都府】

○ 身体障害者特別選考（平成17年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者

ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。

（実績）

	17年度
志願者数	4
採用者数	0

【8 大阪府・大阪市】（※平成17年度は大阪市と共同実施）

○ 身体障害者対象の選考（平成14年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

i. 自力による通勤及び職務遂行が可能な者

ii. 身体障害者手帳の交付を受けている者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の程度に応じて、実技テストの一部の免除又は振替を行う。

（実績）

大阪府	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数	25	20	18	32
採用者数	4	5	4	7
大阪市	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数		3	2	5
採用者数		0	1	0

（注）平成14年度は、大阪府・大阪市の合わせた人数。

【9 奈良県】

○ 身体障害者を対象とした選考（平成14年度試験より）

（募集人員）一般選考の採用見込み数に含める。

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

一般選考と同じ。ただし、障害の種類や程度等に応じた配慮を行う。

（実績）

	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数	1	5	5	4
採用者数	1	2	0	0

【10 鳥取県】

○ 身体に障害がある者を対象とした選考（平成16年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の程度に応じて技能・実技試験の一部又は全部の免除、振替を行う場合がある。

（実績）

	16年度	17年度
志願者数	3	3
採用者数	0	2

【11 岡山県】

○ 身体に障害のある方を対象とした特別選考（平成17年度試験より）

（募集人員）一般選考の採用見込み数に含める。

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類・程度に応じた受験上の配慮を行う。

（実績）

	17年度
志願者数	2
採用者数	1

【12 広島県・広島市】

○ 特別選考（平成13年度試験より）

（募集人員）一般選考の採用見込み数に含める。

（受験資格）

- i. 介助者なしに職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者

（選考試験）

障害の程度に応じて適性検査と実技試験の一部又は全てを免除する。

（実績）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
志願者数	5	1	3	5	2
採用者数	2	0	0	0	0

【13 山口県】

○ 身体障害者を対象とした選考（平成17年度試験より）

（募集人員）1名

（受験資格）

- i. 介助者なしに職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受けている者

（選考試験）

一般選考及び社会人特別選考と同様に行う。

（実績）

	17年度
志願者数	1
採用者数	0

【14 長崎県】

○ 障害者特別採用選考（平成16年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受けている者

（選考試験）

原則として一般選考と同様。必要に応じ第1次試験における受験上の配慮をする。実技の免除等も審査の上、行う。

（実績）

	16年度	17年度
志願者数	5	4
採用者数	2	1

【15 大分県】

○ 特別選考 I（障害者特別選考）（平成15年度試験より）

（募集人員）若干名（中学校、高等学校、盲・聾・養護学校教諭志望者）

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、第1次試験の実技のうち水泳を免除する。障害の種類・程度に応じて配慮を行う。

（実績）

	15年度	16年度	17年度
志願者数	4	2	1
採用者数	1	1	0

【16 宮崎県】

○ 身体に障害のある人を対象とした特別選考試験（平成17年度試験より）

（募集人員）特に定めなし。

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類や程度等に応じた配慮もしくは免除等を行う。

（実績）

	17年度
志願者数	4
採用者数	3

【17 鹿児島県】

○ 障害者を対象とした選考（平成17年度試験より）

（募集人員）若干名

（受験資格）

- i. 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての勤務の遂行が可能な者
- ii. 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの者

（選考試験）

原則一般選考と同様に行うが、障害の種類や程度等に応じた配慮や実技試験等の免除を行う。

（実績）

	17年度
志願者数	9
採用者数	2

○ 教員採用選考試験時の配慮の周知方法

平成17年度選考試験において、身体に障害のある者に対し一般的な配慮を行うことについては、調査した全ての県市（60県市）が募集要項又は受験志願書に、例えば「身体に障害等があり、試験会場において特に配慮を必要とする者は、出願時にその旨を申し出ること。」等と記載し、一般的な配慮を周知している。

身体に障害のある者に対し一般的な配慮を行う県市	60県市 前年度同数	全ての県市
-------------------------	---------------	-------

下線は17年度採用選考試験において導入した県市

一般的な配慮について、パンフレット又はホームページに記載している県市	45県市 前年度 43県市	青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、 <u>京都府</u> 、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 さいたま市、千葉市、川崎市、京都市、 <u>大阪市</u> 、広島市、北九州市、福岡市
------------------------------------	---------------------	---

【選考試験時の配慮について、具体的に記載又はその他の方法で周知している例】

県市名	周知方法	記載内容
北海道	募集要項	身体に障害がある方については、点字や拡大文字受検、手話によるコミュニケーション等、障害に応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めております。 検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の提出先に連絡してください。
岩手県	募集要項	身体に障害等がある方については、点字や拡大文字受験、手話によるコミュニケーション、及び車いすでの受験等、障害に応じた配慮を行い、支障なく受験できるように努めております。受験方法、施設面等での配慮を必要とする方は、出願時に電話、文書等で申し出てください。
群馬県	募集要項	身体的理由等により受験において配慮を必要とする場合は、申込書⑩欄に記載してください。なお、妊娠中の人又はけが等で身体に障害がある人などについては、実技試験の一部を免除する場合があります。
千葉県	募集要項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度に応じた実技検査の代替・免除等の措置は、必要に応じて定める。 ・ 点字、手話通訳及び車椅子等による受験を希望する者は、志願者に記入すること。
神奈川県		首都圏の身体障害者連合会へのパンフレット送付
広島県	募集要項等	障害の程度に応じて適性検査と実技試験の一部又は全てを免除する。
滋賀県		大学における説明会で周知を図っている。
大阪府		点字による受験案内(要約版)を作成し、関係機関等で閲覧に供している
奈良県		奈良ファックスメールシステム、記者発表による新聞への掲載により周知を図っている。
香川県	募集要項等	身体に障害がある者の受験に当たっては、その障害の内容や程度に応じて、受験教室等について配慮するほか、試験内容の一部を免除することがあるので、事前に相談すること。
佐賀県	パンフレット等	身体的障害のある方については、点字受験等の受験上の配慮を行います。
熊本県	パンフレット等	視覚障害のある方については、点字や拡大文字などでの受考も可能です。また、聴覚障害のある方には手話通訳対応もおこなっています。その他にも障害に応じて配慮していますので、出願時にご相談ください。
川崎市	募集要項等	身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする人は整理カード(申込書下部)のその旨の欄に○をつけ、事前に教職員課に相談してください。状況に応じて拡大文字での実施、手話通訳者を配置するなど受験に際して支障が生じることがないように配慮いたします。
	パンフレット	身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする方は、事前に教職員課へ相談してください(拡大文字・試験補助者等)

○ 教員採用選考試験時の配慮の具体例

1. 筆記試験時における視覚障害者に対する配慮の具体例

下線は17年度採用選考試験において導入した県市

点字受験を認めた例がある県市	48県市 前年度 47県市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市
拡大文字による受験又は問題用紙の拡大による受験を認めた例がある県市	39県市 前年度 36県市	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 <u>岡山県</u> 、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、 <u>熊本県</u> 、宮崎県、 <u>鹿児島県</u> 、札幌市、仙台市、さいたま市、大阪市、広島市
ライトスタンド、拡大鏡等の使用を認めた例がある県市	35県市 前年度 33県市	北海道、宮城県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、 <u>鹿児島県</u> 、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、大阪市、広島市
試験時間の延長（1.5倍程度）を認めた例がある県市	40県市 前年度 39県市	北海道、青森県、宮城県、秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 <u>高知県</u> 、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、京都市、大阪市、神戸市、広島市
点字補助員を置いた例がある県市	14県市 前年度 12県市	北海道、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、 <u>岐阜県</u> 、京都府、大阪府、 <u>高知県</u> 、福岡県、鹿児島県、札幌市、京都市、大阪市

2. 聴覚障害者に対する配慮の具体例

手話通訳者を配置した例がある県市	52県市 前年度 51県市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、 <u>宮崎県</u> 、鹿児島県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市
補聴器の使用を認めた例がある県市	21県市 前年度 17県市	北海道、 <u>宮城県</u> 、 <u>秋田県</u> 、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、富山県、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、滋賀県、 <u>京都府</u> 、大阪府、和歌山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、 <u>仙台市</u> 、京都市、広島市
音声による指示等を書面や筆談で行った例がある県市	43県市 前年度 41県市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 <u>山形県</u> 、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、 <u>岐阜県</u> 、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、仙台市、千葉市、横浜市、 <u>京都市</u> 、大阪市、広島市、福岡市

3. 肢体不自由者に対する配慮の具体例

試験時間の延長（1.3倍～1.5倍程度）を認めた例がある県市	11 県市 前年度 7 県市	秋田県、石川県、 <u>福井県</u> 、 <u>愛知県</u> 、大阪府、兵庫県、奈良県、 <u>岡山県</u> 、高知県、 <u>熊本県</u> 、大阪市
解答番号を○で囲ませる及びマークシートに転記させる、ワープロの使用を認めるなどを行った例がある県市	10 県市 前年度 7 県市	北海道、秋田県、石川県、 <u>福井県</u> 、 <u>静岡県</u> 、 <u>愛知県</u> 、大阪府、高知県、札幌市、大阪市

4. 実技試験において、障害の程度に応じ、体育実技試験・水泳実技試験・体力テストを免除（一部免除を含む）する等の配慮を行った具体例

体育実技試験・水泳実技試験・体力テストを免除（一部免除を含む）した例がある県市	26 県市 前年度 24 県市	北海道、宮城県、秋田県、 <u>山形県</u> 、栃木県、埼玉県、富山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、仙台市、 <u>さいたま市</u> 、京都市
---	-----------------------	---

5. その他の配慮

別室受験を認めた例がある県市	53 県市 前年度同数	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市
介添者を配置した例がある県市	27 県市 前年度 26 県市	青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、 <u>京都府</u> 、和歌山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市、名古屋市、広島市

6. その他の配慮の例

※ 本人の障害の程度に応じた適切な配慮をするために、事前に本人と配慮事項を確認している例もある。

県市名	対象者	具体例
北海道	視覚障害者	①点字問題を作成し、点字受験を認めた。別室に点字補助員を配置し、試験時間を1.5倍に延長して実施した。 ②試験問題・解答用紙を拡大し、ルーペの使用を許可した。
	聴覚障害者	手話通訳者を配置し、放送内容や質疑事項に対応するとともに、カードにより放送内容の進み方を示した。
宮城県 仙台市	視覚障害者	拡大読書器の使用を認めた。
	聴覚障害者	①席を前列に配置し、諸注意をメモ書きして手渡した。 ②面接試験において手話通訳を配置した。
	肢体不自由	車いすのまま筆記できる机を用意し、専用エレベーターと車イス用トイレの使用について配慮した。
秋田県	聴覚障害者	面接及び実技試験の説明等で手話通訳を配置。
山形県	聴覚障害者	水泳の飛び込み等の体育実技を免除した。
茨城県	聴覚障害者	手話通訳を配置すると共に、書面・筆談による指示を実施。
栃木県	視覚障害者	パソコン実技及び作文を盲人用パソコンを用いて実施。
群馬県	聴覚障害者	①筆記試験の注意事項をプリントで渡し、質問があった場合は手話通訳者が対応。 ②集団面接の際に、手話通訳者が質問事項を通訳し、受験者は口頭で回答。
		①マークセンス式の解答用紙を使用せず、点字で回答できる用紙を使用。 ②情報活用力試験において、機器を使用せず、聞き取り調査により活用能力を把握した。
埼玉県 さいたま市	視覚障害者	①マークセンス式の解答用紙を使用せず、点字で回答できる用紙を使用。 ②情報活用力試験において、機器を使用せず、聞き取り調査により活用能力を把握した。
	聴覚障害者	手話通訳を配置。
千葉県 千葉市	聴覚障害者	受験者への説明内容をプリントにし配布。
東京都	視覚障害者	①問題は全て点訳により実施。筆記試験時間、集団活動試験の課題理解の時間を1.5倍に延長。 ②英語実技試験における問題の拡大及び試験時間を延長して実施。
		補聴器の使用を認め、試験監督者の口頭の説明内容を要約した書面を配布。
神奈川県	聴覚障害者	補聴器の使用を認め、試験監督者の口頭の説明内容を要約した書面を配布。
富山県	その他	一般体育実技試験、専門体育実技試験、水泳実技試験の免除を認めた。
石川県	聴覚障害者	①適性試験、面接試験、実技（国語の読み聞かせ）で手話通訳者を配置。筆記試験時は手話通訳が隣室待機。 ②受験上の諸注意を要約、書面にて提示。 ③適性試験は問題を書面にて提示し、別室受験。 ④面接試験の時間を延長。
	その他	小学校音楽実技試験（オルガン弾き歌い）を免除。
福井県	肢体不自由	一般体育実技試験（水泳、体力テスト）の免除を認めた。
岐阜県	視覚障害者	付添者を配置し、別室において試験時間を1.5倍に延長。音声回答を許可。
	聴覚障害者	手話通訳、補聴器の使用を許可。書面・筆談による指示。
	その他	志願書に障害を記してある者について、事前に対応する必要がある事項を聴取。

縣市名	対象者	具体例
静岡県	聴覚障害者	全ての試験に手話通訳を配置。
愛知県	視覚障害者 肢体不自由	集団面接を手話通訳により実施。 車椅子のまま使用できる机の用意。手すりのある会場を準備。
三重県	聴覚障害者	放送による指示事項を書面により指示。集団討論時に手話通訳者を2名配置。
	肢体不自由	車椅子使用者に対して、車椅子用トイレのある会場を手配し、1階の段差のない教室を割り当て別室受験とした。
京都府	聴覚障害者	面接時に手話通訳を配置し、筆記試験時には、書面により指示事項を手渡した。
大阪府	聴覚障害者	①実技試験時には、指示事項を伝えるための補助員を配置。 ②英語の実技試験を免除した。
	肢体不自由	①実技試験では、水泳時のサポーター着用を認めた。
	その他	視覚障害者、車いす受験者については、エレベーターのある試験会場に配席し、原則として係員が受験室まで誘導。
兵庫県	視覚障害者	点字受験。拡大読書器の準備。適性試験の一部を免除した。
	聴覚障害者	面接試験において手話通訳者を配置。
	肢体不自由	完全肢体麻痺による電動いす利用のため、1次筆記試験は別室にて口述解答を代筆筆記。
鳥取県	聴覚障害者	ピアノ実技を免除した。
島根県	聴覚障害者	①手話通訳を配置。適性試験のみ別室受験。受験時の注意事項等を書面で指示。 ②面接や模擬授業の時間を延長して実施した。
広島県 広島市	肢体不自由	エレベーターのある試験会場での受験など、移動がスムーズにできるよう配慮。
山口県	視覚障害者	問題用紙の文字サイズを18ポイントに拡大し、拡大読書器を使用。試験時間を1.5倍に延長し別室受験を許可。
福岡県	聴覚障害者	①筆記試験時に係員を終日付き添わせ、書面による指示等を実施。 ②面接試験時に手話通訳者、パソコン要約筆記者を配置。
長崎県	肢体不自由	試験教室を1階に配慮。水泳試験を免除。
熊本県	視覚障害者	点字受験者は通常の1.5倍で、拡大文字受験者は通常の1.3倍に試験時間を延長して実施した。
大分県	聴覚障害者	水泳実技試験を免除。
宮崎県	聴覚障害者	水泳実技試験を免除。
川崎市	聴覚障害者	手話通訳者を配置し、最前列の窓側の席とした。
横浜市	視覚障害者	①第一次試験の集団作業の免除を認めた。 ②英語ヒアリング試験を別室受験とし、試験時間を通常の1.5倍に延長して実施した。
京都市	聴覚障害者	①実技試験中の口頭での指示を手話通訳で補った。 ②1次試験の個人面接時に、手話通訳を配置し、面接官が聞き取りにくいところを補った。

○ 身体に障害のある教員への人事上の配慮について

1. 平成16年度までに各県市で行った人事管理上の配慮

下線は平成16年度に行った県市

自宅又は医療機関の近くに配属している例がある県市	56県市 前年度 54県市	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 <u>神奈川県</u> 、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、 札幌市、仙台市、 <u>さいたま市</u> 、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
大規模校に配属している例がある県市	19県市 前年度同数	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、栃木県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、仙台市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市
負担軽減のために人員を措置している例がある県市	17県市 前年度 16県市	青森県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、福井県、長野県、静岡県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、 <u>さいたま市</u> 、神戸市

2. 平成16年度までに各県市で行った校務分掌上の配慮

障害の程度に応じて担任を免除している例がある県市	32県市 前年度同数	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、 仙台市、横浜市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市
障害の程度に応じて授業時間を軽減している例がある県市	33県市 前年度同数	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、 仙台市、千葉市、名古屋市、北九州市、福岡市
障害の程度に応じて修学旅行又は遠足等への参加を免除している例がある県市	27県市 前年度同数	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、 仙台市、横浜市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市

3. 平成16年度において、各県市で行った人事管理上及び校務分掌上の配慮の例

※ 各学校において当該教員の障害の程度に応じて適切に校務分掌を割り当て、そのために他の教員に過度の負担がかかる場合には、当該地方公共団体の実情に応じて、加配措置を講じているなどの例がある。

県市名	配慮の例
北海道	肢体不自由者には、エレベーターや玄関スロープ等バリアフリー対策のされている学校、総合病院に通院可能な学校へ配属。原則一般教員と同様の対応だが、障害程度、個々の状況に応じて配慮。
岩手県	自宅から通勤可能な学校や大規模校に配属。学級担任や部活動指導、修学旅行等への参加の免除、授業時間数の軽減などについて配慮。
宮城県 仙台市	肢体不自由者はエレベーターのある学校に配属。
秋田県	自宅から通勤可能な学校に配属し、学級担任にする場合には、副担任は健常者にするなどの配慮をしている。また、盲学校では舎監勤務を免除している。
茨城県	自宅から徒歩で通勤できる学校に配属。持ち時間を軽減するために教員を加配。授業時間を軽減。
群馬県	肢体不自由で車椅子利用の教諭をエレベーターを設置している学校に配属。
埼玉県	視覚・聴覚障害のある教員の場合、同じ障害種の盲・聾学校へ配属されることが多い。また、人事異動にあたっては本人の障害の程度、意向を十分考慮し慎重に行っている。校務上の配慮について、県としての軽減や免除の規定はしていないが、各学校ごとに配慮している。
千葉県 千葉市	障害の程度に応じ、自宅の最寄校に配置。授業時間、校務分掌において配慮。
東京都	自宅に比較的近い、通勤に支障のない程度の配属。
神奈川県	エレベーター施設や手すりなどのある学校への配置等。
新潟県	各学校において必要に応じて学級担任を免除。可能な限り1階での授業とし、必要に応じて児童・生徒を移動させる。
石川県	自宅からの最寄校や、通院に便利な学校に配属。級外を充てるようにし、机上事務を主とした校務分掌を割り当てる。障害の程度により、遠足等の参加を免除。
山梨県	障害者手帳1級を所有している場合、へき地交流を猶予。
岐阜県	自宅や医療機関の近くの学校に配属。授業時間、校務分掌の軽減、授業場所等を各校において対応。
静岡県	人工透析等の必要な職員の配置先を配慮。該当教員の希望を聞き、生活に支障を生じない学校に配属している。遠足・修学旅行等への参加を免除している。
愛知県	障害程度に応じ、校務分掌、授業時間、遠足や修学旅行への参加等について本人の負担とならないよう各学校で適切に配慮。
三重県	障害の程度等に応じ、通院等の医療措置が必要な場合は、通院が可能となるよう配慮。
京都府	通院可能な範囲の学校や大規模校への配置などを配属。本人の意向を聴取し、各学校において、修学旅行や遠足等の参加免除などを配慮。
大阪府	障害の状況に応じて通勤距離、通勤方法について一定の配慮。校務分掌の軽減、学級担任や遠足等への参加の免除、部活動や運動会等、激しい運動を伴う職務において一定の配慮をしている。

県市名	配慮の例
奈良県	公共機関が利用しやすいところに配属先を配慮。障害の種別・程度により、学校規模を考慮する。また、学校行事等において、本人に過度の負担がかからないよう配慮するとともに、精神的負担を感じさせないよう、勤務上の配慮をしている。
和歌山県	視覚障害者のため、特に盲学校に配属。
島根県	大規模校、自宅の近隣の学校に配属。授業時間数を軽減し、使用教室を1階に限定するなどの配慮をしている。遠足や修学旅行への参加について配慮。
岡山県	通勤時間・方法や学級規模等を総合的に、かつ個別的に考慮。 授業時間等、障害の程度により校務分掌を軽減。
広島県	人工透析者のための非常勤を配置。校務分掌を軽減。使用教室を1階に限定するなどの配慮をしている。
山口県	施設・設備面の整備された学校に配属。 学級担任、遠足や修学旅行への参加などを免除。
徳島県	負担軽減のため県立学校に1名を人員措置。 授業時間数の軽減、担任の免除、夜間のPTA会合等の参加免除。 教室移動が最小限になるよう配慮。検診のための通院日への配慮。
香川県	通勤の便宜を考慮し、勤続年数が長期であるが異動を控えた。
高知県	自宅から通勤や通院が可能な学校、指導可能な学校へ配属。 各学校において、学級担任の免除や校務分掌の軽減、授業場所をできる限り移動可能な教室に限定するなどを配慮。
佐賀県	車椅子使用を考慮し、スロープやエレベーター等の施設を有する学校に配属。 体力を要する、体を頻繁に動かす校務について、業務量軽減や担当免除などを配慮。指導する教室を職員室の近くや同じ階の教室に特定して授業を実施。休憩用ベッドの設置。
長崎県	異動に際しては、通院等を考慮し、自宅から通勤可能な近隣の学校へ配属。
宮崎県	自宅や医療機関の近い学校に配属。担任を免除するなど各学校において実態に応じ配慮。また、初任者研修などの校外での研修には、手話通訳者の派遣を行っている。
横浜市	自宅からの最寄校、最寄駅から近い学校に配属。
名古屋市	自宅や医療機関の近い学校に配属。授業時間の軽減、修学旅行や遠足等の参加免除や、授業で使用する教室を1階に限定するなどの配慮を行っている。
京都市	障害の程度を考慮し本人の意向を勘案しつつ、通勤距離等について可能な配慮を行う。 教育委員会から学校長に配慮を要請し、学校長が障害の程度を考慮した上、校務分掌の軽減等、部活動指導の免除など学校実態に応じて可能な配慮を行う。 車椅子を使用している教員に対し、1階に専用教室を設置している。
神戸市	本人の希望を最大限考慮。全盲者2名について人員配置。 その他各学校で必要に応じ配慮。
北九州市	自宅からできるだけ近い学校に配置。 学級担任の免除、授業時間の軽減、部活動の指導の免除、遠足・修学旅行への参加や部活動指導の免除等、校務分掌の軽減に配慮。
福岡市	大規模校、自宅から近い学校へ配置。 各学校において、担任の免除、授業時間軽減、授業で使用する教室を移動可能な教室に限定。遠足や校外行事への参加や部活動指導の免除等を配慮。

4. 平成16年度までに各県市で行った施設・設備面の配慮

身体に障害のある者（児童生徒、教職員及び来校者）に配慮した施設（スロープ、手すり、自動ドア、身体障害者用エレベーター及び身体障害者用トイレ等）の整備を進めている県市	46 県市 前年度同数	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市
拡大機能又は音声機能付きパソコン等の対応機器を導入している例がある県市	9 県市 前年度同数	秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、山口県、京都市、神戸市
授業場所を1階の教室に限定している例がある県市	19 県市 前年度同数	宮城県、山形県、栃木県、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、佐賀県、横浜市、名古屋市、京都市、広島市、北九州市、福岡市

5. 平成16年度において、各県市で行った施設・整備面の配慮の例

※ 当該地方公共団体の実情に応じて、条例等に基づいて身体に障害のある児童生徒、教職員、来校者に配慮した施設・設備の整備を計画的に図っている例がある。

県市名	配慮の例
北海道	「北海道福祉のまちづくり条例」 職員用トイレの改修や職員用玄関へのスロープ設置等、学校設備を整備。
秋田県	点字ブロックを整備している。
茨城県	「人にやさしい町づくり条例」 新校舎等については、階段スロープ、トイレ等障害者に配慮した施設づくりを進めている。
群馬県	必要に応じエレベーター等を設置。
埼玉県	肢体不自由の教員が異動する場合、必要に応じて異動先の学校に手すりや洋式トイレを設置。
神奈川県	「神奈川県福祉のまちづくり条例」に基づき、エレベーターや手すりなど、必要施設・設備を順次整備していく。
富山県	「富山県民福祉条例に基づく福祉のまちづくり事業」 県内各高等学校において、障害者対応トイレやスロープ等の設置。
三重県	「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」に基づき、スロープ、障害者用トイレ、エレベーター等の設置を進めている。
京都府	府立学校において、スロープ、点字タイル、身体障害者トイレ及び自動ドア等の設置。
大阪府	パソコン等の整備を進めている。
広島県	手すり、スロープの設置。
山口県	身体に障害のある者（児童生徒、教職員及び来校者）に配慮した施設（スロープ、手すり、自動ドア、身体障害者用エレベーター及びトイレ等）の整備を推進。拡大機能及び音声機能つきパソコン等の対応機器を導入。

県市名	配慮の例
高知県	スロープ、障害者用トイレ、エレベーター等の設置。
佐賀県	スロープ、身体障害者用トイレの設置。歩行困難な職員のために手すりを設置。
長崎県	エレベーター等を設置。
熊本県	「やさしいまちづくり条例」 手すり、エレベーター、出入り口の引き戸等の設置。
京都市	スロープ、車椅子用のトイレ、エレベーターを設置。 車椅子の教員が授業を行う教室に、上下スライド式黒板、教材提示装置パソコンを投影する大型スクリーンを設置。
神戸市	「神戸市民の福祉をまもる条例」 同条例の基準に従い、学校の新築、改築時には障害者に配慮した施設を整備。既存校舎についても、学校等からの要望に配慮しながら整備を進めている。

6. 平成16年度までに各県市で行ったその他の配慮

書類の点字による提出を認めている例がある県市	9 県市 前年度 7 県市	岩手県、秋田県、 <u>栃木県</u> 、埼玉県、静岡県、和歌山県、鳥取県、山口県、大阪市
職員会議等において、会議資料の点字作成又は手話通訳を行っている例がある県市	2 3 県市 前年度 2 0 県市	北海道、岩手県、宮城県、 <u>秋田県</u> 、福島県、茨城県、 <u>栃木県</u> 、 <u>群馬県</u> 、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、鹿児島県、千葉市、大阪市

7. 各県市で行ったその他の配慮例

県市名	配慮の例
茨城県	視覚障害のある教員に対して同僚が代読、代筆のサポートをしている。 聴覚障害のある教員に対して同僚が手話通訳等のサポートをしている。
千葉県	視覚障害者が校外学習に参加する場合、晴眼者とペアで行う等の配慮をしている。 廊下に物を置かない、決まった場所を変更しないなどを配慮。 点字の配布資料を作成。
奈良県	通院、治療に際しては、精神的負担を感じさせないよう勤務上の配慮をしている。
徳島県	教室移動が最小限になるように配慮。 検診のための通院日について年休取得等を配慮。
佐賀県	休憩用のベッドを設置。
宮崎県	初任者研修などの校外での研修には、手話通訳者を派遣している。
京都市	車椅子の教員に対し、1階に専用教室を設けている。